

山柔協第20-322号
令和2(2020)年5月24日

各市柔道協会等団体の長 様
各チームの長 様

一般社団法人山口県柔道協会
会 長 砂川利和
(会長印を省略しています)

新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）

当協会の事業については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、(公財)全日本柔道連盟では柔道練習自粛を5月31日までとじていましたが、添付のとおり、緊急事態宣言が解除された地域においては6月1日から柔道練習再開を可能とする旨の通知がありました。

つきましては、柔道練習にあたっては、この通知内容を順守し、特に下記に留意するようお願いいたします。

記

1 段階的練習計画の立案

地域によって感染や自粛程度の状況が異なること、また、練習休止と体力低下によるけがの発生が懸念されることから、段階的練習計画に基づき実施すること。なお、段階については、別紙1に「段階の整理 「感染症と社会状況の段階」と「柔道の練習の段階」の関係」として整理し、感染予防措置を別紙2のとおりチェック表にしましたので参考にしてください。

2 各市柔道協会等団体(市町)の地域で統一した対応

段階的練習計画における、各段階の感染症や社会状況の基準に関しては、各都道府県、各市町行政や学校の方針によるところが大きいので、各市柔道協会等団体(市町単位)が当該地域の「感染症や社会状況の段階」を判断し、当該地域で統一した認識のもとで対応がなされるようにすること。

3 段階1からの練習開始

練習を開始する場合は、当該地域での感染症や社会状況がどの段階にあるかに関わらず、段階1から開始し、一定期間を経て、段階を上げること。

4 柔道練習参加者の感染症予防措置の徹底

全柔連通知の記に示される柔道練習参加者のすべてが行うべき感染症予防措置を徹底し、さらに、この措置を行わない者は練習に参加させないことを徹底すること。

そのため、具体的な練習再開にあたっては、責任者は、当該通知内容を、指導者、練習参加者、保護者等関係者に周知するとともに、感染症予防措置が確実に

実施できるよう次の資材を用意すること。

- ・健康記録表（必要項目の記載）
- ・畳、更衣室、トイレなどの拭き掃除、消毒の資材
- ・練習前後・休憩前後での手洗いのための資材

なお、全柔連通知の感染予防措置の「練習前後には全身を自宅にて シャワーで洗う。」については、「練習前（練習日前日午後又は練習日当日）と練習後には自宅（練習施設の共用設備以外の場所。以下同じ。）にて、全身をシャワーで洗う。」と置き換えて措置すること。

また、「手洗いを頻繁に行う。：練習前後・休憩前後で擦式アルコール製剤で両手を定期的にすみずみまで洗浄するか、石鹼と水で洗う（20秒間）。」の「洗浄」については、「消毒」に置き換えて措置すること。

（置き換えた感染症予防措置については別紙2）

5 試合等の中止・延期

対外試合の開催や観客制限については、段階4以降に該当し、今後、全柔連が指針や対応を示すので、それまでは試合・大会の中止、延期の対応を行うこと。

6 問合せ先

（一社）山口県柔道協会事務局にお問い合わせください。
必要に応じ関係者と協議の上回答します。

段階の整理「感染症と社会状況の段階」と「柔道の練習の段階」の関係

別紙1

●感染症と社会状況の段階

段階 1	緊急事態宣言は解除。 外出規制の緩和や、少人数集会の開催が一部認められ、学校や部活動が一部再開。 3密の回避厳守。 県をまたぐ移動は自粛。
段階 2	学校や部活動の再開。 3密のうちマスク着用下での密接が許容。
段階 3	地域の新規患者が一定期間(たとえば4週間以上) なし。 3密回避厳守と移動制限の解除。

●柔道の練習の段階

段階 1	練習人数制限	1名/8㎡(畳4枚ほどを目安)
	練習内容	相手と組み合わない練習のみ 例えば、受身、筋力トレーニング、一人打ち込み等
	練習時間	1時間以内
	マスク着用	マスク着用義務あり
	その他	道場共用施設(シャワーなど) の使用禁止
段階 2	練習人数制限	2名/16㎡(畳8枚ほどを目安)
	練習内容	相手と組み合う練習 例えば、打ち込み(立技、寝技)、投げ込み、技の研究等 (乱取りや試合稽古は禁) 組み合う相手は変えない。
	練習時間	1時間程度
	マスク着用	マスク着用義務あり
段階 3	練習人数制限	なし(ただし密集となる状態は可能な限り避ける)
	練習内容	相手と組み合う練習 例えば、乱取り(立技、寝技) や試合稽古 ただし、組み合う相手との時間(5分以内) や相手の数(5人程度など) を制限 出稽古や対外試合は行わない。
	練習時間	2時間以内
	マスク着用	マスク着用義務なし

●「感染症と社会状況の段階」と「柔道の練習の段階」の関係

感染症と社会状況の段階	柔道の練習の段階
段階 1	段階 1
段階 2	段階 1 → 段階 2
段階 3	段階 1 → 段階 2 → 段階 3

感染予防措置

柔道参加者および管理者（指導者など）は、以下の感染予防措置が取られない場合には活動を行うことは許されません。

- 練習日には全員(管理者等を含む)が健康記録表を管理者に提出する(健康記録表には氏名、連絡先、当日の体温、当日の症状の有無などが記載)。練習参加可否とクラスター発生時の追跡に必要。
- 管理者はすべての健康記録表をチェックし、発熱者や有症状者は練習不参加とする。
- 使用前後での施設の共用場所(畳、更衣室、トイレなど)の拭き掃除、消毒:消毒はアルコール類か0.02 0.1 %次亜塩素酸ナトリウムによる拭式がよい。
- 共用設備のうちシャワー室や更衣室ロッカーは段階2までは使用しない。
- 道場は換気を十分に行う。
- 練習前(練習日前日午後又は練習日当日)と練習後には自宅(練習施設の共用設備以外の場所。以下同じ。)にて、全身をシャワーで洗う。
- 柔道着、トレーニングシャツ、タオルなど個人が使用する物品は毎日自宅で洗濯する。
- 手洗いを頻繁に行う。:練習前後・休憩前後に、擦式アルコール製剤で両手を定期的にすみずみまで消毒するか、石鹼と水で洗う(20秒間)。
- マスク着用は段階1、2では必須とする。